

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	境港市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

境港市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

境港市長

公表日

令和7年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する事務			
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種に関する事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する、予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する次の事務に利用している。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴管理（他市区町村への接種記録の照会・提供を含む。） ③予防接種による健康被害救済の給付手続に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務 ⑤その他上記に関連する事務			
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
予防接種管理ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第14の項、126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の25、26及び153の項、第27条、第28条並びに第155条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、27、28、29及び153の項、第27条、第29条、第30条、第31条並びに第155条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	境港市 福祉保健部 健康づくり推進課			
②所属長の役職名	健康づくり推進課長			

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 総務部 総務課 電話 0859-47-1007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 福祉保健部 健康づくり推進課 電話 0859-47-1041
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、定期的にパスワードを更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、定期的にパスワードを更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	I-1-②	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種に関する事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する、予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する次の事務に利用している。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴管理 ③予防接種による健康被害救済の給付手続に関する事務 ④その他上記に関連する事務	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種に関する事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する、予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する次の事務に利用している。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴管理 ③予防接種による健康被害救済の給付手続に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務 ⑤その他上記に関連する事務	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正
令和3年11月19日	I-1-③	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正
令和3年11月19日	I-3	番号法第9条第1項 及び 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	・番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正
令和3年11月19日	I-4-②	（特定個人情報の提供） 番号法第19条第7号 及び 別表第二 115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 （特定個人情報の照会） 番号法第19条第7号 及び 別表第二 115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	（特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 （特定個人情報の照会） （特定個人情報の照会） ・番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	番号法改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行
令和3年12月16日	I-3	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種に関する事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する、予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する次の事務に利用している。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴管理 ③予防接種による健康被害救済の給付手続に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務 ⑤その他上記に関連する事務	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種に関する事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する、予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する次の事務に利用している。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴管理（他市区町村への接種記録の照会・提供を含む。） ③予防接種による健康被害救済の給付手続に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務 ⑤その他上記に関連する事務	事後	VRSの運用変更を受けての変更
令和3年12月16日	I-3	・番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	・番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	VRSの運用変更を受けての変更
令和4年2月7日	I-3	・番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	・番号法第9条第1項及び別表第一 10項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	国からの留意事項通知を受けての変更
令和4年2月7日	I-4-②	（特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 （特定個人情報の照会） ・番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	（特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 （特定個人情報の照会） （特定個人情報の照会） ・番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	国からの留意事項通知を受けての変更
令和5年5月24日	I-5-①	境港市 福祉保健部 健康推進課	境港市 福祉保健部 健康づくり推進課	事後	課名の変更に伴う修正
令和5年5月24日	I-5-②	健康推進課長	健康づくり推進課長	事後	課名の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月24日	I－8	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 福祉保健部 健康推進課 電話 0859-47-1041	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 福祉保健部 健康づくり推進課 電 話 0859-47-1041	事後	課名の変更に伴う修正
令和7年6月20日	I－3	・番号法第9条第1項及び別表第一10項、93の2 の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項及び別表第14の項、126の 項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法別表第2の廃止に伴う 見直し
令和7年6月20日	I－4－②	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、 16の3項、17項、18項、19項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の 表の25、26及び153の項、第27条、第28条並び に第155条 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表の25、27、28、29及び153の項、第 27条、第29条、第30条、第31条並びに第155条	事後	番号法別表第2の廃止に伴う 見直し
令和7年6月20日	II－1、II－2	令和3年3月12日時点	令和7年5月1日時点	事後	時点修正
令和7年6月20日	IV－8		[十分である] 健康管理システムへのアクセスが可能な職員 は、指紋認証とパスワードによる認証によっ て限定しており、定期的にパスワードを更新す ること、アクセス権限の適切な管理を行って いることから、権限のない者(元職員、アクセ ス権限のない職員等)によって不正に使用さ れるリスクへの対策は「十分である」と考え られる。	事後	新様式移行による
令和7年6月20日	IV－11		[3] 権限のない者によって不正に使用され るリスクへの対策] [十分である] 健康管理システムへのアクセスが可能な職員 は、指紋認証とパスワードによる認証によっ て限定しており、定期的にパスワードを更新す ること、アクセス権限の適切な管理を行って いることから、権限のない者(元職員、アクセ ス権限のない職員等)によって不正に使用さ れるリスクへの対策は「十分である」と考え られる。	事後	新様式移行による